

ALPS 処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた 関係閣僚等会議の設置について（案）

〔 令和 3 年 4 月 1 3 日
廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議決定 〕

1. 目的

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における ALPS 処理水の処分を行うに当たって、風評影響を最大限抑制するなど、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分にに関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に定めた事項を確実に実施していく。そのためには、風評影響の実態把握を継続的に行うとともに、対策の進捗を管理し、必要な追加対策を機動的に講じていく必要がある。こうした取組を進めていくため、「ALPS 処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議」（以下「会議」という。）を廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議の下に設置する。

2. 主な検討事項

- （1）ALPS 処理水の処分による風評影響の実態の把握
- （2）基本方針に定めた事項の実施状況の確認及び課題の抽出
- （3）追加的な対策の検討
- （4）その他基本方針の着実な実行に向けて必要な事項

3. 構成

会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長：内閣官房長官

構成員：内閣官房副長官、関係省庁大臣（※）、経済産業副大臣（事務局長）

〔 ※ 経済産業省（副議長）、復興庁、外務省、財務省、文部科学省、
厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、消費者庁 〕

規制当局：原子力規制委員長

4. ワーキンググループ

議長は、会議の決定を経て、会議の下に関係者からのヒアリングや具体的な対策の検討等を行うワーキンググループを置くことができる。

5. その他

前各項で定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。